

2020年度「全腎協ニュースレター」第2号
全腎協事務局作成（2020. 7. 22）

■保険薬局の「レジ袋」は有料化の対象にならない

7月1日から全国で「レジ袋」の有料化がはじまりました。
厚生労働省は6月30日、保険医療機関は「小売業」の事業者ではないので、有料化の義務の対象にはならないこと等を明確化した事務連絡を通知しました。

通知によれば、医療機関内の薬局で出された調剤の薬袋およびレジ袋は、有料化の対象にならず、また、コンタクトレンズ等の医療機器やサプリメント等の食品も、患者のために療養の向上を目的としていることから、有料化の対象には当たらない、としています。

ただし、医療機関の中にあるコンビニについては、院内であっても「売店等の小売業」にあたるため、そこで提供されるレジ袋は、有料義務化の対象になります。

（参考：<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/joho/soshiki/isei/ian/oshirase/02tuti.files/020630plastic.pdf>）



■2019年度の臓器移植実施状況が国会で報告

- 腎移植希望登録者数は前年より増加 -

6月16日、参議院厚生労働委員会において厚労大臣から2020年3月末現在の臓器移植実施状況の概要が報告されました。

これは1997年に臓器移植法が制定された際、厚生労働大臣は参議院厚労省委員会で臓器移植等の実施状況を報告することが付帯決議で定められ、以降毎年、国会で報告されているものです。

昨年度の腎移植の希望登録者数は1万2,559名。前年同月末と比べると504名増えました。なお、前年の2019年3月末は1万2,055名で対前年と比べると、昨年は大きく減少していました。

臓器提供者数では、全体では94名から脳死提供が行われ、前年度から24名増えました。心停止後の提供は腎臓では111名（前年度より12名増）、移植実施数は216件（前年度より24件増）でした。

移植後の生存率および生着率では、5年生存率は91.2%（前年度より0.1%向上）、5年生着率は78.4%（同0.34%向上）と、予後の成績は向上しました。

(1)心臓、肺、心肺同時、肝臓、腎臓、肝腎同時、脾臓、膵腎同時、小腸、肝小腸同時

	心臓	肺	心肺同時	肝臓	腎臓	肝腎同時	脾臓	膵腎同時	小腸	肝小腸同時
	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
平成10年3月31日	9	-	-	25	15,273	-	-	-	-	-
平成11年3月31日	17	5	-	30	13,291	-	-	-	-	-
平成12年3月31日	38	18	-	31	13,424	-	1	24	-	-
平成13年3月31日	45	26	-	47	13,174	-	3	32	0	-
平成14年3月31日	58	53	-	48	12,965	-	4	48	0	-
平成15年3月31日	59	58	-	48	12,781	-	7	81	0	-
平成16年3月31日	73	83	3	75	12,378	-	8	90	0	-
平成17年3月31日	72	102	3	83	12,225	-	15	103	0	-
平成18年3月31日	78	113	4	116	11,972	-	19	123	0	-
平成19年3月31日	96	124	4	152	11,812	0	28	129	1	-
平成20年3月31日	100	117	4	191	11,892	3	28	130	2	-
平成21年3月31日	125	108	3	235	11,806	4	30	130	1	-
平成22年3月31日	163	139	3	272	11,863	5	33	142	3	-
平成23年3月31日	168	149	4	324	12,053	10	47	138	5	0
平成24年3月31日	202	176	5	392	12,376	12	47	154	3	0
平成25年3月31日	242	200	4	386	12,598	11	44	158	2	0
平成26年3月31日	299	227	4	387	12,716	14	41	145	3	0
平成27年3月31日	382	242	3	373	12,681	14	47	154	5	0
平成28年3月31日	479	309	6	349	12,706	13	52	153	5	0
平成29年3月31日	583	315	4	314	12,276	11	49	145	3	0
平成30年3月31日	665	325	4	306	12,343	14	42	167	3	0
平成31年3月31日	732	348	3	308	12,055	22	41	172	1	1
令和2年3月31日	804	383	5	303	12,559	37	45	161	3	1

	生存率					生着率				
	1年	2年	3年	4年	5年	1年	2年	3年	4年	5年
心臓	96.8%	95.6%	94.8%	93.8%	93.0%	96.8%	95.6%	94.8%	93.8%	93.0%
肺	89.7%	86.0%	81.4%	77.9%	72.1%	89.5%	85.6%	81.1%	76.9%	70.8%
肝臓	89.7%	86.8%	86.5%	84.5%	83.1%	89.0%	86.1%	85.9%	83.9%	82.4%
腎臓	96.6%	95.2%	93.9%	92.4%	91.2%	89.7%	86.7%	84.1%	81.1%	78.4%
脾臓	95.4%	95.1%	95.1%	94.7%	93.6%	85.4%	83.4%	80.6%	79.0%	76.9%
小腸	89.2%	70.3%	70.3%	70.3%	70.3%	89.2%	70.3%	70.3%	62.4%	62.4%

「臓器移植の実施状況等に関する報告書」より抜粋

（参考：<https://www.mhlw.go.jp/content/000645355.pdf>）

事務連絡
令和2年6月30日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部局 御中

厚生労働省医政局総務課

レジ袋有料化（プラスチック製買物袋有料化）について

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府において、プラスチックの過剰な使用の抑制を進めていくための取組の一環として、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号。）の枠組みを基本とし、令和2年7月1日から全国で一律に、小売業に属する事業を行う事業者は、商品の販売に際して、消費者がその商品の持ち運びに用いるためのプラスチック製買物袋（いわゆるレジ袋）を有料で提供することとなります。

本取組の対象となる容器包装については、「病院等において交付される薬剤を包装する袋（通称「薬袋」）について」（平成11年12月厚生省通知）により、役務の提供に付された容器包装は対象外であり、病院等において薬剤が交付される際に付される袋は、医療サービスの一環として交付されるものであることから対象外である旨示してきたところです。これらの取扱いについて、下記の通り整理し改めてお知らせしますので、各衛生主管部局におかれましては、内容を御了知の上、管内医療機関への周知を行っていただきますようお願いいたします。

記

- 1 本取組の対象となるのは小売業に属する事業を行う事業者であり、医療業は対象外であること。
- 2 医療機関内の調剤所において調剤された薬剤の被包（薬袋）及び薬袋とは別に提供されるレジ袋は、本取組の対象となる容器包装には当たらないこと。
- 3 コンタクトレンズ等の医療機器やサプリメント等の食品などについて、それが、患者のために、療養の向上を目的として行われるものである限り医療サービスの一環として交付、販売されているものであることから、この際に付される容器包装は、本取組の対象となる容器包装には当たらないこと。
- 4 医療機関内にあっても、売店等の小売業者は、本取組の対象となること。
- 5 本取組の対象とならない事業者においても、自主的取組として同様の措置を講じることが推奨されていること。

<ご参考>

- ・プラスチック製買物袋有料化実施ガイドライン
(<https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/document/guideline.pdf>)
- ・FAQ
(<https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/document/faq-all.pdf>)
- ・説明動画 (https://www.youtube.com/watch?v=ujyTBw2_qro&feature=youtu.be)

<各種問い合わせ先（コールセンター）>

相談受付時間 月～金曜日（祝日除く） 9：00～18：15

○事業者の皆様向けの相談窓口 0570-000930

○消費者の皆様向けの相談窓口 0570-080180

<プラスチック製買物袋の有料化に関するHP>

https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/plasticbag_top.html

